資料３

議題３　医療的ケア児の受け入れ状況と学校の対応について（安城市提出）

市名	回答		
	（１）医療的ケア児の受入れ状況	（受入れありの場合） （２）看護師をつける基準	（３）保護者との協力関係を築くために行っていること
名古屋市	受入れあり	痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアについて、医師の診断と保護者の同意が得られている児童生徒のうち、教育委員会が実施可能と判断した者について看護介助員を配置。	医療的ケアの実施日には、保護者は、その日の対象幼児児童生徒の体調や病状等を学校に連絡し、学校はその日に実施した学校における医療的ケアの内容等を保護者に連絡することとしており、学校・看護介助員と保護者との連絡を密にして、連携体制を築いています。また、学校における医療的ケアの実施状況及び学校と保護者間の連絡は、書面で行うこととしており、学校・保護者双方が医療的ケアに対して安心して実施できるようにしています。 これらのことは「名古屋市立学校における医療的ケア実施マニュアル」に記載されており、学校・看護介助員・保護者が内容を理解したうえで、医療的ケアを実施しています。
豊橋市	受入れあり	令和６年度、本市においては、医療的ケアを必要とする児童生徒が９名いる。（常駐看護師派遣、派遣看護師・１日９０分1回） 医療的ケアを必要としている児童生徒のうち、当該保護者から主治医の指示書を添えて、医療的ケアの申請があった場合、学校、教育委員会、障害福祉課等の関係機関等と連携・相談し、看護師派遣を決定する。	常駐看護師による派遣を必要としている保護者とは、機器の受け渡しを含め、朝と帰りに子どもの様子について情報交換を行っている。保護者と学校、看護師が、長期的目標を踏まえ、子ども自身が自分の体のようすに気づいたり、体調の不調を伝えたりできるように、同一歩調で支援を行っている。
岡崎市	受入れあり	保護者との面談や関係機関からの情報を基に、医療的ケアの状況、健康状態、心身の状況などを確認し、保護者と教育相談を重ねた上で判断している。障がいの程度や年齢などを基準としていない。	市や学校のできること、保護者に協力していただきたいことについて話し合い、合意形成を図るようにしている。また、実施にあたっては、学校、保護者、看護師、市教委、健康増進課などが参加するケース会議を設けて、医療的ケアについて共通認識のもと実施するようにしている。
一宮市	受入れあり	医療的ケアの14項目に該当する児童生徒は原則すべて受け入れている。該当児童生徒数に応じて看護師を配置する。必要に応じ会計年度職員として看護師を募集、採用する。	・入学前の保護者との面談、書類作成等について指導・助言をする。 ・医療的ケア児等コーディネーターを始めとする専門家、関係機関等と密に情報交換し、学校が医療的ケア対象児童生徒を受け入れるにあたり指導・助言を得られる体制をつくる。 ・医療的ケア対象児童生徒在籍校と密に情報交換することにより、対象児童生徒のケアや学校生活、保護者との関係について把握し、対応について指導・助言する。
瀬戸市	受入れあり	学校に通学している日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒のうち、当該保護者から医療的ケアの実施の申請があり、学校長が医療的ケアの実施を決定した者。	児童生徒の健康維持や安全な学習環境の整備を図るため、医療的ケア実施の申請や実施方法、内容等について、充分な説明や話し合いを重ねている。
半田市	受け入れなし	（現在は、対象児童生徒がいないため受け入れていないが、令和６年３月末までは１名の受入れあり） 「半田市立小中学校における医療的ケア実施要綱」に基づき、保護者からの申請を受け、審査会で承認されれば看護師を配置する。	他機関との情報共有
春日井市	受入れあり	現時点では基準は決まっておらず、保護者より要望のあった際に派遣している。人員の確保ができていない状況のため、現時点では保護者にも協力いただきながら進めている。	医療ケアの対応については、看護師の派遣をする以前に保護者の意向を聞きながら、できること、できないことなど打ち合わせをしている。保護者の協力をいただいている学校もあるが、看護師・養護教諭・担任など、複数で連携・情報共有している。
豊川市	受入れあり	現在、１小学校１中学校に看護師を配置している。 この２人は重度の障害により必要不可欠と判断して配置している。 １日５時間程度、児童生徒がいる時間帯としている。 基準は特に定めていない。 実際に短時間のケアが必要な児童生徒は存在するが、そこまでの対応に至っていない。短時間雇用可能な看護師を見つけるのは困難である。今後は短時間ケアに対し、保育課と子育て支援課と連携し、訪問看護によるサービス提供を受ける道を探っている（令和7年実施に向けて検討段階）。	短時間ケアが必要な児童生徒に関しては、保護者の協力があって成り立っていることは否定できない、一時的に学校へ来てサポートしている例もある。
津島市	受入れあり	保護者からの要望	連絡・報告をしっかりと行う。

議題３　医療的ケア児の受け入れ状況と学校の対応について（安城市提出）

市名	回答		
	（１）医療的ケア児の受入れ状況	（受入れありの場合） （２）看護師をつける基準	（３）保護者との協力関係を築くために行っていること
碧　南　市	受入れあり	・福祉課、こども課、社会福祉協議会と連携を取りながら、看護師をつける基準について検討を行っている（今年度看護師はつけていない）。	・養護教諭を中心に、見守りを行いながらこまめに保護者と連絡を取り合っている。 ・保護者と懇談を行う際には、担任、養護教諭だけでなく管理職も立ち合い、情報を共有するようにしている。
刈　谷　市	受入れあり	学校としては看護師を配置しておらず、刈谷市医療的ケア児学校等訪問看護事業を利用していただいております。この事業の基準としては、本人が処置できない医療的ケアが必要な児童生徒としております。 また、刈谷市の場合、重度の児童生徒の多くは刈谷市立刈谷特別支援学校に通学しております。地域の学校を希望する場合は、その都度個別対応することになります。	刈谷市医療的ケア児学校等訪問看護事業についての情報提供をすることにより、外部から訪問看護師を派遣して、保護者の負担を軽減できるようにしております。
豊　田　市	受入れあり	・学校に通学している日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒のうち、保護者から当該児童生徒が通学する学校の校長を通じて医療的ケア実施の申請があり、豊田市小・中・特別支援学校医療的ケア検討委員会で協議・承認され、教育委員会が実施を決定した者に看護師を派遣している。 ・R6は、胃ろう２名（小３・小５）、インスリン注射６名（小２：２名、小３：３名、小４：１名）、導尿１名（小１）、酸素療法（小４）、ガス抜きと洗腸（小５）の合計１１名について、看護師を派遣している。これ以外に、市立豊田特別支援学校では学校看護員が２７名の医療的ケア支援をしている。	・医療的ケア支援開始時に、保護者、学校、教育委員会、訪問看護ステーション看護師の４者で面談をし、対応の確認をしている。教育委員会からは、医療的ケア支援は自立を促すことを目的としており、徐々に自分でできることを増やしていくことを目標としていることを、保護者と学校にご理解いただけるように説明している。 ・医療的ケア支援開始時に、保護者と看護師の間で、１日～１週間程度の引継ぎ期間を設けている。 ・年に２回、保護者から学校での医療的ケアについてご意見をいただいている。学校が保護者から聞き取り、紙面にて報告する方法でおこなっている。 ・担当の看護師と保護者が、連絡票を使って、毎日子どもの様子をやりとりできるようにしている。月末に、学校を通して連絡票がまとめて教育委員会に提出されてくるため、子どもの実態を把握し、必要があれば学校や保護者と連絡を取り合うようにしている。 ・市立豊田特別支援学校については、別で対応をしている。
安　城　市	受入れあり	日常的に医療的な支援を必要とする児童生徒に対する医療的ケアを適切に実施することを目的とし（１）痰の吸引（２）経管栄養（３）導尿及び（４）校内教育支援委員会で協議及び承認の上、安城市教育委員会が必要と認めた行為を実施する必要がある場合としている。	「給食の二次調理」「学校行事への参加」「在校時間の確保」など、保護者からの要求があるたびに、保護者、学校、教育委員会及び専門家などを交えて相談を重ねているが、安全面等の懸念から現状は変えられないのが実情である。
西　尾　市	受入れあり	・学校で実施する医療的ケアは、痰の吸引、経管栄養、導尿及び愛知県医療的ケア連絡協議会で協議・承認された事例に基づき、医療的ケア校内検討委員会で協議又は承認され、校長が認めた児童生徒。 ・医療的ケアの対象となる児童生徒は、学校に通学している日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒のうち、当該保護者から医療的ケアの実施の申請があり、校長が医療的ケアの実施を決定した児童生徒	保護者と学校側は話をする場合に、スーパーバイザーやスーパーアドバイザーの協力のもと、話し合いや協議を行ったりする。そのことにより、より専門的な部分まで話し合うことができ、保護者とよりよい関係を築くことができる。
蒲　郡　市	受入れあり	現在市内に医療的ケアが必要な児童生徒は４名（インスリン注射３名、導尿１名）。そのうち２名は自己注射、１名は保護者が来校して注射、１名は保護者が登下校・導尿・必要に応じて付添をしている。これまで、看護師配置の要望がなかったため、現時点で基準はない。今年度に入り要望が出てきているため、配置を検討している。	本人・保護者から要望を聞き、話し合いの場をもつ。できないことについては丁寧に説明。どんな方法でなら要望にそえるか一緒に考えるようにしている。
犬　山　市	受入れあり	校内医療的ケア支援委員会にて主治医の意見等から総合的に判断している。 ※現在受け入れている児童は保護者からの申請がないため、看護師派遣は行っていない。	保護者との面談、学校でのケース会議における保護者との情報交換を行っている。
常　滑　市	受け入れなし		
江　南　市	受入れあり	酸素ボンベを携行しており、ボンベの状態をチェックする必要がある。担任と支援員で対応できるため、看護師はつけていない	保護者との連絡を密にして学校が対応できる範囲を伝え、理解を得るようにしている。

議題３　医療的ケア児の受け入れ状況と学校の対応について（安城市提出）

市名	回答		
	（１）医療的ケア児の受入れ状況	（受入れありの場合） （２）看護師をつける基準	（３）保護者との協力関係を築くために行っていること
小　牧　市	受入れあり	・医療的ケアを必要とする児童生徒で、保護者から医療的ケア実施の申請があった者のうち、医療的ケアを主治医が承認し、かつ学校長、教育委員会が実施可能と認めた場合。	・より充実した受入れ体制の構築のために、保護者、学校、市が継続して話し合っていく必要があることを保護者に理解してもらう。(現状では対応できないことがあることを理解してもらう) ・市の医療的ケア実施要項を保護者に提示し、それぞれの役割や関わりを理解してもらう。 ・入学前は教育委員会が、入学後は学校が、保護者と連絡を密にとり、要望や不安などを聞き取り、具体的な対応策を関係機関とともに検討する。
稲　沢　市	受入れあり	医療的ケアが必要な児童生徒1人に対して、2人の看護師をつけている。	受け入れ前年度の段階で医療ケア面、施設面、学校ができる役割、協力いただける場面等を話し合う場をもち、綿密に情報共有している。受け入れ後、保護者と学校間で密に連絡を取ってもらっている。
新　城　市	受入れあり	医療ケア要綱を作成し、要綱第２条に基づいて行っている。区分としては、呼吸管理・吸引・経管栄養・導尿・血糖値測定及びその後の処置である。また保護者からの依頼を受け、教育委員会の会議で決定をする。今のところ、Ｉ型糖尿の児童に対応している。	保護者と学校だけでなく、保護者と看護師、看護師と学校教育課、保護者と学校教育課など、顔がわかり話ができるを関係をつくっている。特に、導入するときのガイドライン作成の段階で保護者の同意が得られるように、面談を重ね、また通院に同行するなど連絡を密にした。
東　海　市	受入れあり	本市では、「東海市医療的ケア児保育所等訪問看護事業実施要綱」に基づき、医療的ケア児の受入体制を整備しているところでありますが、看護師をつける基準を具体的には設定しておらず、医療機関や学校をはじめとする関係機関等と情報共有等の連携を行い、看護師の派遣等の必要性を判断しております	特別支援教育コーディネーターを交え、ケース会議等による情報共有及び保護者との面談を行うことできめ細やかな支援ができるようにしております。
大　府　市	受け入れなし		発達支援センター等と連携し、未就学児の頃から就学についての相談を随時行い、地域の学校でできる支援について理解していただけるように努めている。現在、医療的ケアが必要な児童生徒は、県立大府特別支援学校に在籍している。
知　多　市	受入れあり	特に定めていない。現在、市で看護師を雇用していない。	就学相談の際に、保護者と状況を確認している。学校の体制としてできることとできないことを説明し、理解いただいた上で就学する形をとっている。
知　立　市	受入れあり	保護者からの申請に基づき、校長が決定する。事前に病院や学校で保護者、主治医、医療ソーシャルワーカー、教員、市教委担当者、福祉課職員、社会福祉協議会相談員などが参加するカンファレンスを開く。	いつでも保護者と話ができる場を設けること。実際の窓口となる担任が管理職や特別支援教育コーディネーターとの連絡を密にし、関係者からそれぞれの立場で支援が行える体制を築くこと。
尾 張 旭 市	受入れあり	看護師は、痰の吸引やインスリン注射の児童生徒を対象にしている。基本的には介助員や教職員では対応できない医療的行為を伴うケアの必要な児童生徒が対象になる。	看護師がつけない場合、保護者にお願いして対応していただいている。急な変更で保護者にお願いすることもあるので、常日頃から学校と保護者では密に連絡を取り合っている。
高　浜　市	受け入れなし		
岩　倉　市	受入れあり	喀痰吸引・経管栄養・導尿・その他看護師が学校において当該児童生徒に医療行為を行うことに支障がないと当該児童生徒の主治医が認めた医療行為。	主治医・派遣看護師・学校との面談等。
豊　明　市	受入れあり	看護師の配置は、医師の意見書等により自身で医療行為ができない状況であることが判明した場合に看護師の配置を行う予定。 ・現在導尿を必要とする医療的ケア児（小２）が在籍しているが、自分で導尿を実施できるので（自己導尿）看護師配置はしていない。 ・看護師を必要とする小中学校での医療的ケア実施体制は、整備を進めている。	ケース：学校で自己導尿を実施する医療的ケア児（小２） 医療的ケア児の状況について、入学時より豊明市障がい者地域自立支援協議会の医療的ケア児等支援チーム会議も把握し、医療的ケア児等コーディネーターが家庭訪問、面談を実施した。保護者には市としての医ケア児支援について説明し、情報共有のための同意書を得た上で、進捗状況を把握し、学校とも共有している。学校は、自己導尿開始に向けて、医療的ケア児の発達に合わて保護者の意向や保護者を通じて医療の見解を把握し、ケース会議等を実施して、準備を進めている。（職員への医療的ケア児の障がいや自己導尿の理解啓発、トイレ環境の整備等）結果、２年次からの実施を決定。慣れるまでは保護者付き添いの協力も得て自己導尿開始となる。今後は、自己導市医療的ケア児等コーディネーターも定期的に介入し、状況を確認し、学校、保護者と連携をとりながら継続した支援につなげる予定。

議題３　医療的ケア児の受け入れ状況と学校の対応について（安城市提出）

市名	回答		
	（１）医療的ケア児の受入れ状況	（受入れありの場合） （２）看護師をつける基準	（３）保護者との協力関係を築くために行っていること
日　進　市	受入れあり	市内小中学校に通学している又は通学を予定している児童生徒が日常的に経管栄養、痰の吸引、導尿等の医療的ケアを必要とする場合。 1日90分以内の訪問看護で足りる場合は、子育て支援課で対応。	特別支援教育指導員により就学相談を実施し、入学前から保護者との関係づくりを行っている。また、日頃から保護者との情報共有を密にし、保護者の意向を聞きながら対応可能な範囲を示して理解を得るようにしている。
田　原　市	受入れあり	医療的ケアが必要な児童生徒（医師からの指示書の提出が必要） （保護者からの申し出があったら、福祉部と一緒に会議をし決定する。	導尿やインスリン投与など、自分でできるようになることについては、頃合いを見計らって学校で看護師と練習していき、家庭でも練習をし自立を促していくようにしている。そのタイミング等も含めて、医ケア会議には保護者も同席していただいている。自立ができれば配置を外す。
愛　西　市	受け入れなし		受け入れなしのため事例なし
清　須　市	受け入れなし	特に明確な基準は設けていないが、以下に基づき総合的に勘案して決定する。 ・本人の症状 ・医師の見立て（学校で適切にケアが行えるか） ・本人及び家族の思い　など	医療的ケア児等コーディネーターを中心に、就学前から定期的に本人及び家族と顔合わせをするようにしている。（遅くとも年少又は年中段階から関係を構築できるよう取り組んでいる。）
北名古屋市	受入れあり	学校、保護者、教育委員会、看護師等で打合せを重ね、特定行為以外の医療的ケアにおいて、看護師等が対応可能か、そうでないかの確認をしっかりと行った上で、看護師の配置を決定している。	ケア前には必ず主治医と看護師が面会し対応の確認を行い、医療的ケア児の健康状態の報告や体調の変化があった場合の連絡体制などをしっかりと確立している。また、学期末や年度末などに打合せを行い、情報共有を密にすることで保護者の不安感を払拭している。
弥　富　市	受入れあり	特に基準は設けておりません。新規受け入れの際は、教育委員会、学校、保護者で協議をし判断をしています。	当市は導尿ケアが必要な児童が2人おりますが、常駐の看護師が休みで、他の看護師を派遣できない場合に、保護者に学校へ来てもらい対応してもらうことがあります。
みよし市	受入れあり	医療的ケア（教職員が対応できない医療行為）が必要な児童生徒	ケース会議や学校での医療的ケアに関する研修
あ　ま　市	受入れあり	現在ガイドライン等は定められておらず、保護者を通じて主治医からの指示書を確認し、配置している。	学校で教員とともに保護者の意向を確認し、必要があれば主治医等を交えてケース会議を実施して対応について協議している。
長久手市	受入れあり	医療的ケア検討委員会での検討を経て、教育委員会が学校における医療的ケアの実施を決定した者	定期的な面談等の実施